

各就学支援推進校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱の改正について（通知）

標記要綱について、別添のとおり改正し、令和元年度から適用することとしましたのでお知らせします。本通知及び要綱については、大阪府ホームページ及びセキュアSAMB Aに掲載していますので、次のアドレスからご覧いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

○大阪府ホームページ（私立学校（園）向けのお知らせ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/>

○セキュアSAMB A（共有フォルダ>20190730_授業料支援補助金要綱改正）

<https://shigaku10729.securesamba.com/webshare/>

記

1 改正の概要

令和元年度以降に入学する生徒にかかる多子世帯の要件緩和及び支援の拡充、申請時の提出書類の変更、改元に伴い、条文及び様式を改正

2 改正箇所 別添新旧対照表のとおり

- 第7条第1項（授業料支援に関する申請）の改正
- 様式第1号の1～3（授業料支援申請書）の添付事項に関する事項の改正
- 様式第1号の4（授業料支援申請書）の追加
- 様式第2号（交付申請書）、第3号（変更交付申請書）及び第6号（実績報告書）の授業料支援補助対象経費集計表、算定表及び補助限度額調整額内訳の追加・変更

3 改正年月日 令和元年7月19日

【お問い合わせ先】

大阪府教育庁 私学課

小中高振興グループ 尾崎 電話：06-6210-9274

総務・専各振興グループ 川脇 電話：06-6210-9272